

2014年8月20日

各 位

オリックス株式会社

## 当社子会社による株式会社アーク株式に対する公開買付けの結果について

オリックス株式会社（本社：東京都港区、社長：井上 亮、以下「オリックス」）は、2014年6月23日付「当社子会社による株式会社アーク株式に対する公開買付けの開始について」でお知らせしました、その子会社であるO P I ・ 1 1 株式会社（本社：東京都港区、代表取締役：三宅 誠一、以下「公開買付者」）による株式会社アーク（本社：大阪府大阪市、社長：鈴木 康夫、コード番号：7873、以下「アーク」）が発行する普通株式および優先株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」）が、2014年8月19日をもって終了しましたのでお知らせします。

本公開買付けの結果、応募株式の総数(270,555,839株)が買付予定数の下限(270,555,839株)以上となりましたので、公開買付者は全応募株式の買付けを行います。

オリックスは、国内やアジアで展開する自動車等のリース事業を通じて構築した主要メーカーとの取引ネットワークや、これまでの事業投資における経験や知見を有効活用することにより、アークの企業価値のさらなる向上につながるさまざまな経営支援を行ってまいります。

※本公開買付けの結果に関する詳細については、別紙のO P I ・ 1 1 株式会社による本日付「株式会社アーク株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上

＜本件に関するお問い合わせ先＞

グループ広報部 堀井・中村 TEL：03-3435-3167

平成 26 年 8 月 20 日

各 位

会 社 名 O P I ・ 1 1 株式会社  
代表者名 代表取締役 三宅 誠一

## 株式会社アーク株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

O P I ・ 1 1 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 26 年 6 月 23 日、株式会社アーク（コード番号：7873 東証第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び本優先株式（後記「1. 買付け等の概要」「(3) 買付け等に係る株券等の種類」「②優先株式」において定義します。以下同じとします。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 26 年 6 月 24 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 26 年 8 月 19 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 買付け等の概要

#### (1) 公開買付者の名称及び所在地

O P I ・ 1 1 株式会社  
東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号

#### (2) 対象者の名称

株式会社アーク

#### (3) 買付け等に係る株券等の種類

##### ① 普通株式

##### ② 優先株式

(a) A 種優先株式（注 1）

(b) B 種優先株式（注 2）

(c) C 種優先株式（注 3）（以下、A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式を総称して「本優先株式」といいます。）

（注 1）A 種優先株式は、1 単元の株式数を 100 株として株主総会における議決権を有します。A 種優先株式については、平成 26 年 6 月 24 日時点において、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「支援機構」といいます。）がその全て（150,000,000 株）を保有しておりましたが、支援機構は、A 種優先株式のうち 50,000,000 株については A 種優先株式 1 株につき対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）4 株の交付を請求できる取得請求権（以下「A 種優先株式普通株式対価取得請求権」といいます。）を行使したことにより交付された対象者普通株式 200,000,000 株（以下「A 種優先株式転換後応募予定普通株式」といいます。）を本公開買付けに応募しております。なお、支援機構は、

A種優先株式のうち100,000,000株（以下「非応募A種優先株式」といいます。）については、本公開買付け終了後遅滞なく、金銭を対価とする取得請求権（以下「金銭対価取得請求権」といいます。）を行使し対象者に取得させることを予定しています。

（注2）B種優先株式は、株主総会における議決権はありません。B種優先株式には、B種優先株式1株につき対象者普通株式3株の交付を請求できる取得請求権（以下「B種優先株式普通株式対価取得請求権」といいます。ただし、B種優先株式普通株式対価取得請求権は、平成28年8月25日以降においてのみ行使できるものとされております。）が付されています。

（注3）C種優先株式は、株主総会における議決権はありません。C種優先株式については、平成26年6月24日時点において、支援機構がその全て（23,518,613株）を保有しておりましたが、支援機構は、全てのC種優先株式について、C種優先株式1株につき対象者普通株式3株の交付を請求できる取得請求権（以下「C種優先株式普通株式対価取得請求権」といいます。）を行使したことにより交付された対象者普通株式70,555,839株（以下「C種優先株式転換後応募予定普通株式」といいます。）を本公開買付けに応募しております。

#### （4）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
270,555,839(株)	270,555,839(株)	—(株)

（注1）買付予定数は、A種優先株式転換後応募予定普通株式及びC種優先株式転換後応募予定普通株式の合計数です。なお、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数（最大買付数）は、対象者が平成26年2月7日に提出した第46期第3四半期報告書（以下「対象者平成26年3月期第3四半期報告書」といいます。）に記載された平成25年12月31日現在の対象者の発行済普通株式総数（68,101,592株）から、対象者が平成26年2月7日に公表した平成26年3月期第3四半期決算短信[日本基準]（連結）（以下「対象者平成26年3月期第3四半期決算短信」といいます。）に記載された平成25年12月31日現在の対象者が保有する自己株式（4,743,866株）を控除した普通株式数（63,357,726株）に、対象者平成26年3月期第3四半期報告書に記載された平成25年12月31日現在のA種優先株式（150,000,000株）から支援機構が対象者に対して金銭対価取得請求権を行使し対象者に取得させる非応募A種優先株式（100,000,000株）を除いたA種優先株式（50,000,000株）、B種優先株式（23,704,319株）及びC種優先株式（23,518,613株）を全て普通株式に換算した株式（341,668,796株）を加算した株式数（405,026,522株）です。

（注2）応募株券等の総数が買付予定数の下限（270,555,839株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、A種優先株式にはA種優先株式普通株式対価取得請求権が、B種優先株式にはB種優先株式普通株式対価取得請求権が、C種優先株式にはC種優先株式普通株式対価取得請求権がそれぞれ付されているため、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、A種優先株式1株を普通株式4株と、B種及びC種優先株式1株をそれぞれ普通株式3株とみなして応募株券等の総数を計算します。

（注3）本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（注4）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

#### （5）買付け等の期間

##### ① 届出当初の買付け等の期間

平成 26 年 6 月 24 日(火曜日)から平成 26 年 8 月 19 日(火曜日)まで (40 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

- ① 普通株式 1 株につき金 55 円
- ② 優先株式
  - (a) A 種優先株式 1 株につき金 220 円
  - (b) B 種優先株式 1 株につき金 165 円
  - (c) C 種優先株式 1 株につき金 165 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限 (270, 555, 839 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数 (270, 555, 839 株) が買付予定数の下限 (270, 555, 839 株) 以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書 (その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じとします。) に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。) 第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。) 第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 26 年 8 月 20 日に報道機関に対して公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	普通株式 270, 555, 839 株	普通株式 270, 555, 839 株
	A 種優先株式 — 株	A 種優先株式 — 株
	B 種優先株式 — 株	B 種優先株式 — 株
	C 種優先株式 — 株	C 種優先株式 — 株
新株予約権証券	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株

株券等信託受益証券 ( )	— 株	— 株
株券等預託証券 ( )	— 株	— 株
合 計	270,555,839 株	270,555,839 株
(潜在株券等の数の合計)	—	( — 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	6,705,558 個	(買付け等前における株券等所有割合 91.37%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	2,705,558 個	(買付け等後における株券等所有割合 81.03%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主の議決権の数	2,133,526 個	

- (注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、買付け等前における特別関係者が保有する株券等に係る議決権の数を記載しております。なお、買付け等前における特別関係者である支援機構が保有するA種優先株式(150,000,000株)及びC種優先株式(23,518,613株)については、全て普通株式に換算した場合の当該普通株式(670,555,839株)に係る議決権の数(6,705,558個)として計算しております。
- (注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成26年8月5日に提出した第47期第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の総株主等の議決権の数です。
- (注3) 買付け等前における公開買付者の特別関係者である支援機構は、平成26年6月30日時点において、A種優先株式(150,000,000株)及びC種優先株式(23,518,613株)を全て(平成26年6月30日以降に対象者普通株式に転換された場合を含む。)保有し、また、本公開買付けにおいては、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成26年8月5日に提出した第47期第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在のA種優先株式(150,000,000株)及びC種優先株式(23,518,613株)を全て普通株式に換算した株式(670,555,839株)に、対象者が平成26年8月5日に提出した第47期第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の発行済普通株式(68,101,592株)から、対象者が平成26年8月5日に公表した平成27年3月期第1四半期決算短信に記載された平成26年6月30日現在の対象者が保有する自己株式(4,743,866株)を控除した普通株式(63,357,726株)を加算した株式数(733,913,565株)に係る議決権の数(7,339,135個)を分母として計算しております。
- (注4) 本公開買付けの成立により、支援機構は、A種優先株式のうち50,000,000株及びC種優先株式の全て(23,518,613株)を転換した対象者普通株式を公開買付者に譲渡し、かつ、非応募A種優先株式(100,000,000株)については、金銭対価取得請求権を行使し対象者に取得させることとなりますので、公開買付者と支援機構との間で共同して議決権を行使することの合意はなく、買付け等後においては、支援機構は公開買付者の特別関係者には該当していません。
- (注5) A種優先株式のうち50,000,000株及びC種優先株式の全て(23,518,613株)は本公開買付け期間中に対象者普通株式に転換され本公開買付けに応募されており、また、本公開買付けにおいては、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における

株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成26年8月5日に提出した第47期第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在のA種優先株式のうち50,000,000株及びC種優先株式の全て(23,518,613株)を普通株式に換算した株式(270,555,839株)に、対象者が平成26年8月5日に提出した第47期第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の発行済普通株式(68,101,592株)から、対象者が平成26年8月5日に公表した平成27年3月期第1四半期決算短信に記載された平成26年6月30日現在の対象者が保有する自己株式(4,743,866株)を控除した普通株式(63,357,726株)を加算した株式数(333,913,565株)に係る議決権の数(3,339,135個)を分母として計算しております。なお、支援機構は、非応募A種優先株式(100,000,000株)については、本公開買付け終了後遅滞なく、金銭対価取得請求権を行使し対象者に取得させることを予定していますので、上記の計算の分母には非応募A種優先株式に係る議決権の数(1,000,000個)を加算しておりませんが、当該議決権の数を加算した議決権数(4,339,135個)を分母として計算した「買付け等後における株券等所有割合」は62.35%になります。

(注6) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

#### (5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

#### (6) 決済の方法

##### ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

##### ② 決済の開始日 平成26年8月26日(火曜日)

##### ③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、公開買付者が、平成26年6月23日付けで公表した「株式会社アーク株式(証券コード7873)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

### 4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

OPI・11株式会社 東京都港区浜松町二丁目4番1号  
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上